

## Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

### 1. 資金繰り対策【3兆7,485億円】（事業規模35兆円超）

- 日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等による実質無利子融資の継続・拡充。
- 都道府県による制度融資を活用し、実質無利子融資を民間金融機関まで拡大。
- 既往債務の実質無利子融資への借換にも対応。

#### (1) 日本政策金融公庫等による資金繰り支援

【1兆471億円（うち財務省計上5,450億円）】

#### (2) 民間金融機関を通じた資金繰り支援

【2兆7,014億円（うち財務省計上1兆2,062億円）】

#### ①日本政策金融公庫・商工組合中央金庫による実質無利子融資の継続・拡充

- 日本政策金融公庫・商工中金等の低利融資と特別利子補給制度による、**実質無利子・無担保・据置最大5年の融資**について、**12.6兆円の融資枠**を確保。
- 新型コロナウイルス対策マル経（別枠1,000万円）も利子補給の対象に追加。

##### 【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

- ・ 対象事業者 売上高▲5%以上減少等
- ・ 当初3年間基準金利▲0.9%（中小・危機1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）
- ・ 利下上限額 中小事業・危機対応融資1億円、**国民事業3千万円**

##### 【特別利子補給制度】

- ・ 一定の要件の下、**当初3年間利子補給により実質無利子化**

#### ②都道府県による制度融資を活用し、実質無利子融資を民間金融機関まで拡大

- 融資窓口の拡充の観点から、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも**実質無利子・無担保・据置最大5年の融資**を拡大。
- セーフティネット保証、危機関連保証について要件を満たせば保証料ゼロ。
- 民間金融機関による実質無利子融資等について、**24.2兆円の融資枠**を確保。

##### 【信用保証料の減免】

- ・ セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証について、一定の要件の下、保証料をゼロ又は1/2に減免（**上限3,000万円**）

##### 【都道府県による制度融資を通じた利子補給】

- ・ 都道府県に対する補助（定額）を実施し、一定の要件の下、制度融資を通じた利子補給により**当初3年間実質無利子化**（上限3,000万円）

#### ③既往債務の実質無利子融資への借換にも対応

- 既往債務に係る負担軽減のため、実質無利子融資への借換を可能に。

##### 【既往債務の借換】

- ・ 日本政策金融公庫等による既往債務を実質無利子融資に借換可能とする（実質無利子融資の上限の範囲内）
- ・ 民間金融機関の信用保証付き既往債務を制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能とする（実質無利子融資の上限の範囲内）。

出典：経済産業省作成資料

令和2年5月12日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）